

ご質問及び回答

	質 問	回 答
1	市有地売却のご案内 講渡要項 最後のページ 売却予定地の概要 用途地域他 第一種中高層住居専用地域と記載されておりますが、 第1種住居地域ではないでしょうか。	ご指摘のとおり第一種住居地域です。 講渡要綱につきましては、正誤表にて訂正を行いましたのでご確認ください。